

議案第15号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「、消防長」の次に「、統括監、統括技監」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

新たに統括監及び統括技監の職を設置するに当たり、その職務の級を定めるため提案するものであります。